

日本基礎老化学会委員会細則

2019年6月8日制定

(目的)

第1条 この細則は、日本基礎老化学会（以下、「本会」という。）の会則第13条2）の規定に基づき、本会に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本会の事業を推進するため、理事会は委員会を設置し、委員会は理事長、執行部、又は理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐する。

(委員会)

第3条 本会の委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第4条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。

2 委員会委員（以下、「委員」という。）は、役員もしくは正会員をもって充てる。ただし、選挙管理委員会の委員は、評議員もしくは正会員から充てる。あり方委員会は、理事会の承認により、正会員以外の者（学生会員や非会員を含む）を委員とすることができる。

(委嘱)

第5条 委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。ただし、選挙管理委員会の委員長については、理事会の議を経て、評議員の中から理事長が委嘱する。

2 委員は、各委員長と執行部が協議して、理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員の兼任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第7条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を年2回の定例理事会に報告しなければならない。ただし、執行部や理事会より要請があれば、臨時理事会で報告しなければならない。

2 前項の報告は、文書による理事長への報告および理事会での口頭報告とする。

3 委員長は、理事会の議を経て、委員会の職務等を内規に定めることができる。

(経費)

第8条 委員会の活動にかかる経費は、本会が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

(細則の変更)

第 9 条 この細則の変更は、理事会および評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

附 則

1. この細則は2019年6月8日から施行する。
(2019年11月28日 一部改訂)

別 表 委員会

名 称	職 務
編集委員会	機関誌の発行，基礎老化関連論文の紹介
広報・ホームページ(HP)委員会	学会ホームページの運営，外部団体等への広報・宣伝
学術交流委員会	国内外の研究協力，団体との折衝に関する事項
選挙管理委員会	理事選挙に関する事項，理事補選に関する事項，理事長互選に関する事項
あり方委員会	今後の学会運営にかかる諸課題に対する問題提起